

静岡県がんセンター局告示第3号

静岡県立静岡がんセンター事業の設置等に関する条例による使用料及び手数料の額（平成14年静岡県がんセンター局告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和3年9月28日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者

静岡県がんセンター局長 内田 昭 宏

4の表中

「

ア 生命保険会社等調査面談料	1回につき	5,500	30分以内とし、30分を超える場合は時間30分までごとに5,500円を加算する
イ 緩和ケア病棟転院相談料	1回につき	5,500	

を

」

「

ア 生命保険会社等調査面談料	1回につき	5,500	30分以内とし、30分を超える場合は時間30分までごとに5,500円を加算する。
イ 緩和ケア病棟転院相談料	1回につき	5,500	
ウ セカンドオピニオン	1回につき	14,000	1 オンラインセカンドオピニオンを除く。 2 1回は、原則として30分とする。 3 病理診断を実施する場合は7,000円を加算する。
エ オンラインセカンドオピニオン	1回につき	30,000	1回は、原則として30分とする。

に改める。

」

附 則

この告示は、公示の日から施行する。